

平成 23 年度定期監査(6)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定により、平成 23 年度定期監査(6)の監査結果をつぎのとおり公表する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 23 年 11 月 9 日から同月 22 日までの間において実日数 9 日間

(2) 監査の方針

平成 23 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 22 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続きが適正に行われているかを主眼として実施した。特に、契約事務および会計事務については、確認・点検体制が確立され、有効に機能しているかといった内部統制機能にも重点をおいて実施した。

(3) 監査の視点

学校配当予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、サービス管理は適正か、現金および郵券等の管理は適正か、各種契約の締結・履行内容は適正か、的確な施設管理が行われているか、給食費未納者への対応が適切か、私費会計の管理は適正か等を主眼として監査を実施した。また、小学校内学童クラブにおいては、施設管理が適正に行われているかについて監査を実施した。

(4) 監査対象部課

ア 教育委員会

- ・ 小学校 18 校 旭丘、早宮、仲町、北町、練馬、向山、豊溪、石神井東、上石神井、上石神井北、下石神井、立野、大泉第二小、大泉東、大泉北、大泉学園、橋戸、南が丘
- ・ 中学校 9 校 中村、開進第三、田柄、豊溪、石神井東、石神井西、上石神井、谷原、大泉第二
- ・ 幼稚園 北大泉、光が丘あかね

イ 健康福祉事業本部児童青少年部

- ・ 小学校内学童クラブ 8 か所
石神井東小、南が丘小、北町小、練馬小、仲町小、早宮小、大泉第二小、大泉北小

2 監査の結果

適正に行われていた。

しかしながら、つぎの事項について改善するよう指摘する。

なお、簡易工事および物品購入の事務手続きについて不適切な事例、電子黒板の活用について不十分な事例があったので指導した。

○適切な事務処理の確保について（指摘事項）

向山小学校の監査において下記の事実を確認した。

(1) 簡易工事における事務処理の遅延について

体育館天井照明水銀灯ランプ取替修理において、平成 23 年 9 月末に修理が完了しているにもかかわらず、監査日（11 月 17 日）当日、簡易工事書が未作成で、修理業者への工事代金も支払われていなかった。

(2) 複数社見積りの不徹底

モバイルプロジェクターなど競争性がある物品の購入において、複数社見積りが行われていなかった。

当該校からは、平成 22 年度監査での要請を受け、「簡易工事の実施にあたって、事務職員においては起案および発注を適切に行うこと、校長、副校長においては事案の決定手続きや履行の確認を適切に行なうことを確認した。起案文書は工事着手後等にまわることがないこととし、起案文書決裁後に発注することを徹底している。」旨の改善策についての回答があったところである。しかしながら、当該校においては、(1)のとおり事務処理に不備な点があり、上記改善策が十分に実行されていなかった。

また、支払いの遅延は相手方に経済的な負担を与え、支払時期によっては遅延利息という予期しない支出も発生し、区政に対する信用や信頼を失わせかねない行為でもある。

については、事案の決定および発注などの事務処理が規則や規程等に基づき適切に行われるよう、上記で回答された改善策を着実に行われたい。

また、複数社見積りの徹底についても平成 22 年度の監査において口頭指導したところであるが、不十分であった。

については、原資が税金であること、また公正性の確保の観点から、競争性のある物品の購入に際しては、複数社見積りを徹底するよう事務処理を改善されたい。（向山小学校）